

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【30】」

2. 日時：令和4年3月11日(金) 16時30分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官※、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、

畠山審査官※、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長※、山下係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について

・資料-2 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 補足説明資料(抜粋)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁のイワノです。
0:00:04	それでは、大飯発電所 34 号機、火災感知器増設に係る設計及び工事計画の認可申請。
0:00:11	これについてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:14	それでは、私の方から提出された資料について、幾つか確認をしたいんですけれども。
0:00:22	まず資料の 1-3 ページをお願いします。
0:00:36	資料の 1-3 ページのところの会、回答で、
0:00:42	そうですね。ここでは調達できないことと、放射線が放射線でICチップが故障することの二つのこと、二つを理由として、説明しているんですけれども。
0:00:54	今回上記について補足説明資料 1-1 に記載するっていうふうを書いてあって、ここには
0:01:05	前者についてしか説明されていなくて後者については補足説明資料に反映されていないように思うんですけれども、関西電力としては、やはり二つが理由なので、
0:01:16	二つを理由として説明したいのかそれとも前者の調達だけを理由として、理由として説明したいのか、何かこのところの考え方について説明をしてください。
0:01:57	関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
0:02:01	今、コメントいただきました、豊岡式の煙感知器についてなんですけれども、資料 1 の 3 ページに記載して、
0:02:11	おります。観点のうち、
0:02:14	調達の観点から、市選定できないっていうふうに弊社としては考えてございますので、
0:02:23	資料 2 の、
0:02:25	補足説明資料 1-1 の記載につきましても、調達の観点から、
0:02:31	取り扱わないというふうな記載に、見直しをさせていただきたいと思いません。以上です。
0:02:40	はい。規制庁の岩間です。それでは調達の観点で、使用できないというふうに判断したということで、そうすると資料の 1 の方を修正するこの資料 1 のコメント回答のところを、
0:02:52	修正するような形にもし重なるとは思いますが、そういうことであればそういうふうに

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:58	資料の方節修正をお願いしますってところが1個目ですね。
0:03:03	はい。
0:03:03	すいません次の項目に移りたいと思います。
0:03:07	資料の2-149ページのところをお願いします。
0:03:21	この149ページの第3-11-3の、この図の見方について、まず幾つか確認をしたいんですけども。
0:03:32	この断面図と平面図、それぞれ書いてあるんですけど。
0:03:37	そこの断面図と平面図両方について増設した感知器だけを、
0:03:42	藤菅と記しているのかそれとも、増設した感知器だけ、既設の感知器も含めて記しているのか。
0:03:52	どっちなのかっていうのをまず説明してもらえますでしょうか。
0:04:02	関西電力原子力事業本部熊倉でございます。今のコメントをちょうだいいたしました第3-11-3図なんですけれども、こちらにお示しております。漢字キーワ既設のものも、
0:04:16	含めて記載してございます。以上です。
0:04:20	はい。規制庁の岩野です。そうするとすべての感知器設置されるすべての感知器が、断面図と平面図両方に対して示されているというふうに理解したらよろしいでしょうか。
0:04:40	河成電力原子力事業本部熊倉でございます。第3-11-3図のこちらの断面図につきましては、各階層ごとに、
0:04:51	を設置する感知器を模式的に、
0:04:55	お示しているものでして、こちらが、の数が、
0:05:01	一致しているかと言われれば、そうではないという回答になると思います。以上です。はい。規制庁の岩根です。数については承知しました種類については、何ていうんすかね。すべて記されていると思ってよろしいですか。
0:05:20	関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
0:05:23	ご認識の通りでございます。以上です。
0:05:30	はい。規制庁の岩根です承知しました。
0:05:32	それでは、もう、もう一つ三つの見方の関係でお聞きしたいんですけども。
0:05:39	平面図の方の見方として、江藤。
0:05:43	各エレベーションに火災感知器の記号が記載されてるんですけども。
0:05:51	このあるエレベースこの、このエレベーションに、
0:05:57	そうですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:00	各エレベーションに感知器の記号が記載されてるんですけど、そのエレベーション2の、そのエレベーションの平面図に書いてある感知器っていうのは、
0:06:11	そのエレベーションの天井面につけるものを表しているのかそれともそのエレベーションの床面の下のところ、要は、床面の下のところにつける感知器を示しているのか。
0:06:24	どちらなのかっていうのを教えてもらってもよろしいでしょうか。
0:06:31	関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
0:06:35	今岩野様からおっしゃっていただいたものは全社というふうに認識してございます。そのエレベーションのところの天井面に設置している感知器をお示ししてございます。以上です。
0:06:47	はい、承知しました。そうすると、例えば、平面図のうちの、右上のところの平面図、すいません。
0:07:00	右下のところの、左下のところの平面図っていうのは、
0:07:06	平面図っていうのは、
0:07:14	そうですね。そう思ってください。
0:07:34	規制庁スズキです今のイワノが、
0:07:38	聞こうとしてたところは、
0:07:40	左下、平面図左下のエレベーションのところに書いてある。
0:07:47	ハッチングをしていない白抜きの部分の煙感知器。
0:07:55	は、
0:07:57	左側の断面図で、
0:08:00	言っている。
0:08:02	①原子炉格納容器ループ室の、
0:08:06	RCP側のところのハッチングが白抜きになっているところの、
0:08:13	煙感知器、
0:08:15	の設置高さに設置されている。
0:08:19	物を言っているのか、そうでないものを言っているのかちょっとそこを説明してもらえますか。
0:08:31	これ、これを入れた。
0:08:33	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。
0:08:36	久我スズキ様の方から、コメントいただきました点につきましては、前者のものだと考えてございます。
0:08:43	ですから、左平面図左下の●●(非開示情報)、失礼しました日、平面図左下も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:50	ものを、
0:08:52	もう煙感知器はですね、01 原子炉格納容器ループ室、RCPB側、
0:09:00	白抜きになっているところの煙感知器を指してございます。
0:09:05	先ほどちょっと非開示情報、言ってしまいましたので、大変失礼しました。以上です。
0:09:11	規制庁鈴木です。
0:09:14	平面図左下の平面図だと、
0:09:20	各四隅っていうか、
0:09:24	2 それぞれ二つずつ、
0:09:28	白抜きのところに書いてある。
0:09:30	ように見えて、
0:09:33	る。
0:09:35	ループ室。
0:09:37	RCPB側の範囲っていうのは、黄色というかオレンジの枠囲みのところを、
0:09:44	言ってますよって凡例に書いてあるんですけどこれ見ると、
0:09:47	そのは、
0:09:48	黄色の枠が込みの範囲じゃないところにも白抜ハッチングされてない白抜きのところに、
0:09:56	Sっていうのか、
0:09:57	各四隅に何かついてるように見えるんですけど。
0:10:02	その断面図で言っているRCP側と言っているのは、
0:10:08	黄色の枠が込みにされているところのことを言っていてそうじゃないか、枠囲みの外にある。
0:10:16	白抜きのところにあるSっていうのはまた別だってことですか。
0:10:20	それとも同じ高さにあるものを指している。
0:10:24	んでしょうかどっちでしょう。
0:10:28	関西電力吉澤です。
0:10:32	平面図でですね、四つの縁のところA'っていうオレンジの線入れてますけども、このAA'断面図を表してるのが、左側の、
0:10:47	図になります。ですんで、ここの断面図で、RCP側のお煙、いいですね。
0:10:56	白塗りの部分の煙、これはAA'面のところの煙、これを表していく形になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:06	で、同じ白抜きのところで、オレンジ枠から外れたところですね、煙ありますけども、ここはSG側のお車線量が低い場所と、
0:11:19	いうところで、ちょっと断面図には表せてないんですけども、
0:11:26	設置面については、このRCPB側の、天井面と同じ高さのところに付けるということで、設計は同じになっております。
0:11:39	規制庁するですわかりましただから、断面じゃないところの、
0:11:45	煙感知器は、SG側なので、グレーチングのところについている。
0:11:52	ものになるということですね。
0:11:56	監査ヨシザワでございます。SG側のこの白抜きの部分天井名になります。
0:12:05	規制庁スズキそうすると断面図ではSG側って全部その、
0:12:11	エレベーションところはグレーチングの、
0:12:15	破線の表示になってますけど。
0:12:19	全部がこれグレーチングじゃなくて一部は天井面があってそこに付けられているので、
0:12:26	平面図の左下で言っている、8個の。
0:12:30	煙感知器ですね各、
0:12:33	休みの方にあるやつは、これは全部ちゃんと天井面についているということですね。
0:12:40	はい、関西電力吉原でございます。その通りでございます。
0:12:47	規制庁スズキちよちよっとそこだけなんか少しわかるように、
0:12:52	左側の断面図、少しできますか。
0:13:01	はい、関西電力吉澤です。
0:13:04	ちょっと書き方をして、煙はすべて現状面についているということがわかるようにしたいと思います。
0:13:13	規制庁数月お願いいたしますちなみに、
0:13:16	加圧器室の、
0:13:22	グレーチングから、左側の断面図で言ったら、白抜きのところで、
0:13:28	グレーチング床の下に煙感知器がついてるエレベーションが一つだけ。
0:13:36	あるような図示になってますけどこちら側はグレーチングについてるんですか。
0:13:45	はい。関西電力吉澤でございます。加圧器室上部の煙については、グレーチングについているものと、現状目についているものがございます。
0:13:59	規制庁鈴木です。そうすると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:04	今左側の断面図で言っているエリアの中で、煙感知器がグレーディングについてるのは今言った、
0:14:12	加圧器室内のその高さのグレーディングの箇所1ヶ所だけということでしょうか。
0:14:21	はい。関西、関西電力吉田でございます。1ヶ所だけになります。
0:14:27	規制庁都築で理解しました。
0:14:31	はい。規制庁の岩野です。
0:14:35	そうですね実榎平面図の方の左下の平面図のところでは、ループ室、括弧RCPB側って書いてある枠囲みの中にある。
0:14:46	間枠組みの中のところに、四つありますけどそれぞれ二つずつ、
0:14:53	煙感知器がついていて、その煙感知器の場所と、あと、
0:14:58	平面図の右上の平面図、これの、ここに示されてる鉄板開閉βのを、
0:15:07	当箇所を見比べると、煙感知器が鉄板海兵部隊に設置されているように見えるんですけど、これは何かその図が適切に示されていないと思ったらいいんですか。
0:15:20	何かちょっと説明があればお願いします。
0:15:28	なあ。
0:15:31	はい。関西電力吉澤でございます。平面図の右上の部分、オレンジ色の枠等鉄板開閉ぶたの間、
0:15:44	3ヶ所ですねそれぞれ、
0:15:48	3ヶ所、2A区間があってそこがコンクリートになっておりまして、そこに煙をつけているんですけども、ちょっと煙感知器が、
0:16:00	大きいのと、ちょっと場所が正確に示せていないところがあって、ちょっと鉄板開閉部隊につけてるのではないかという。そういう誤解が出ているので、そこについては、
0:16:18	そこについても、何か注意書きというかですね、わかるようにしたいと思います。
0:16:25	はい。規制庁の今野です。それではですね、
0:16:29	一括だけでもいいので、拡大図みたいなものをつけてもらって、示すとかちょっと工夫していただければと思います。一応確認なんですけど、鉄板回避、
0:16:40	平面図の右上の平面図のところでは、ループ室RCP側って書いてある範囲のところの四隅が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:50	鉄板開閉ふたになっていないように見えてそういった箇所がコンクリート天井面になっていて、その部分に煙感知器がついているっていうふううに理解したらよろしいですか。
0:17:04	はい。
0:17:05	関西電力吉澤でございます。その通りでございます。
0:17:12	はい。規制庁の今野です。承知しました。それはちょっと資料の方、
0:17:17	ちょっと工夫して作成していただければ幸いです。
0:17:25	はい。規制庁の岩根です。それでは次の項目に移りたいと思います。次の項目はですね資料1の20ページをお願いします。
0:17:44	はい。すいません資料1の20ページのところで炉内計装のシンプル配管室の煙感知器。
0:17:51	これはコンクリート天井面についているものだっていうふうに説明があったんですけども。
0:17:57	具体的に、
0:18:00	起業する煙感知器はどれのことの煙感知器を指してるかっていうのを、ちょっと概念図を画面共有していただいて、どれをさせるかって具体的に示してもらってもよろしいでしょうか。
0:18:15	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。
0:18:18	図面を共有いたしますので少々お時間いただけないでしょうか。はい。規制庁の岩野です。承知しました。
0:19:19	関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
0:19:22	画面共有の方、見えてますでしょうか。
0:19:28	はい。規制庁の岩野です。見えてます。説明。それでは説明をお願いします。
0:19:33	はい。関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
0:19:37	県、
0:19:39	炉内計装用シンプル配管室で、当原子炉格納容器ループ室内で兼用する煙感知器がどれか、そういったご質問だと思っております。
0:19:50	ちょっと矢印でちょっとお示ししようと思っておりますけれども、こちら、
0:19:58	パンチ区画のですね名⑦の2っていうふうに書いてあるところ。
0:20:03	ここが原子炉格納容器ループ室に当たるところでございますけれども、こちらの兼務に関してですね、各グループそれぞれに二つずつ、
0:20:14	つけているものを、こちらを兼用する設計としてございます。加えてですね、ループとループのところの間に通路ございますが、こちらの天井面。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:27	にもですね、煙感知器をつけまして、合計でこの煙感知器を兼用する設計としてございます。
0:20:36	以上です。
0:20:46	はい。すいません。規制庁の岩野です。今さっき説明していただいたのは、
0:20:52	九つってというのは、
0:20:57	ループ室の、
0:20:58	SG側の、
0:21:01	白抜きになっているところにある煙感知器、
0:21:07	がのやつと、あと、
0:21:13	格納容器の平面図で言うところの下のところについている赤くの圧力容器圧力容器の図、平面図でいうところの下のところについている煙感知器一つ。
0:21:27	合わせて九つをしかいますと、そういうような説明でよろしいですかね。
0:21:38	関西電力原子力事業本部クマクラですとご認識の通りでございます。
0:21:43	以上です。
0:21:50	はい。規制庁の岩根です。承知しました。これについても、簡単に注意書きでいいので、資料を作る際に、兼用するものがわかるように、図で、
0:22:00	図の中に、注意書きみたいの入れといってもらってもよろしいでしょうか。
0:22:07	よろしいですか。うん。
0:22:09	1 関西電力原子力事業ホームクマクラです。兼用するものがわかるように、明記するようにして後、するようにし、いたします。以上です。
0:22:22	規制庁の岩根です。承知。それではすいません。よろしくお願ひします。
0:22:27	続きまして資料2の同じく149ページのところですね、これの断面図のところ。
0:22:35	について、
0:22:38	確認をしたいんですけども。
0:22:41	本当。
0:22:43	所長お待ちください。
0:22:48	はいすいません規制庁の今野です。ここに、
0:22:51	そうですね。
0:22:53	断面図のところちょっと我々気になっていたのは、
0:23:00	グレーチングのところには、こういう考え方で感知器を設置しますっていうふうに、資料の方には書いてあるんですけど、断面図のところの、例

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	えばですね、ループ室のところであったり、開発技術のところであったりってというのは、
0:23:15	グレーチングのところ、熱感知器がついている場所とついてない場所があったりだとか煙感知器がついている場所とついてないところがあった、熱感知器がそうですね、煙感知器がついているところとついてないところがあったりして、
0:23:28	そのグレーチングのエレベーションによってまちまち、違うせまぢまぢの設計がされているようにこの断面図を見たときに、感じたそういうふうに感じたんですけどそう。
0:23:39	そうではなくって、グレーチングのところについては一律の設計をしていますと。ただ、断面のところ切り取ったらこういうふうな図面になって配置状況になってるので、それを表しているだけで実際は、
0:23:54	グレーチングのところについては一律の設計がなされていると、そういうふうな理解をしてよろしいですかね。
0:24:11	関西電力吉澤でございます。
0:24:13	断面図は、AA'の部分。
0:24:18	ではあるんですけども、ダッシュ以外の部分も含めて、この設計でグレーチングにつけるという設計で統一しております。その時に、
0:24:30	例えば加圧器室上部の、天井面から、下下がって一つ目のグレーチング、ここには感知器ついていないんですけども。
0:24:43	それは
0:24:46	煙感知器、熱感知器を
0:24:50	またもう一つ下のグレーチングにつけるか、その天井面から一つ下のところにつけるかというちょっと、それ、選択肢がありまして、それは、
0:25:03	熱感知器であれば8メートル未満であれば、感じするということになるので、
0:25:13	まず、
0:25:14	煙は20メートル未満ということで、グレーチングにつけて、その下にグレーチングがあった場合にそのグレーチングは無視して、さらに下のところを床面とみなすとか、
0:25:30	そういうことで、設計の考え方は統一しています。ただどの面に設置するかというのは、ちょっと選択肢がありまして、そこは放射線量がより低いと。
0:25:43	いうふうに、放射線部門とちょっと調整して、どっちにするかというのを決めて、今この設計にしているという状況でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:58	規制庁の岩野です。そうするとですね、今、グレーチングについてはすべてのエレベーションで同じ設計をするような説明になっているんですけどそうではなくて、
0:26:10	二つのエレベーション合わせて、この件煙感知器とこの熱金感知器で感知しますみたいなそういう設計をされてるんであれば、ちょっと今の説明だと足りないと思うので、
0:26:23	どういう考え方なのかっていうのを、
0:26:26	そういうエレベーションのも含めて、資料を拡充し、説明を追加していただきたいんですけども。
0:26:34	よろしいでしょうか。
0:26:39	規制庁スズキでちょっとちょっと補足的な、規制庁スズキでちょっと今の話を。
0:26:45	答えてもらう前に補足的にちょっと聞きたいんですけども。
0:26:51	さっき口頭で説明された内容だとちょっとどのグレーチングを天井面とみなすかっていうところはちょっと置いといてですね。
0:27:02	どのグレーチングを床面とみなして、
0:27:05	そこから 8メートルとか 20メートルとかっていうのを、
0:27:09	何か積み上げていくみたいなことを言われて、
0:27:14	いたかと思ったんですけど、そういう、
0:27:18	話をすると、
0:27:20	ちょっと資料 1、
0:27:23	1の何ページで回答していただいたかちょっと覚えてないんですけど
0:27:27	SFPのところですね、高天井のところですね、SFPのところで、
0:27:33	使用済み燃料ピット。
0:27:36	ほう。
0:27:38	濃度の高さから、その使用済み燃料ピット天井高を、
0:27:44	何メートル定義するかって言ったときに、いや、オペフロにしか下限がないので、
0:27:50	下限が想定される場所とするとやっぱりその床面から何メートルっていうふうに、
0:27:56	考えるんだって言われてその床面からっていうところにとられるんじゃないかって、
0:28:02	下限が想定されるっていうところだと。
0:28:05	いう話で、オペフロ床面からっていうふうに、
0:28:09	説明されたと思ったんですけども、今の香月室の話だと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:15	どのグレーチングを床面としてとらえ、とらえるかは自由選択的な、
0:28:20	説明に聞こえたんですけど、そういうやり方も、
0:28:26	一方ではあるってことなのかそれとも、
0:28:30	どのグレーチングのところにも下限が想定されるのでってことなのかどちらでしょうか。
0:28:49	関西電力吉澤でございます。使用済み燃料ピットのエリアについては、
0:28:58	キャスク保管のピットであるとか、いろいろオペフロもエレベーションの低いところもあるんですけども、葛西元があるのはオペフロ。
0:29:11	であるというところで、感知器を設計します。一方格納容器内につきましては、このループ室、加圧器室については、波源がどこにあるという想定はせずに、
0:29:27	どこで火災が起きても感知できるようにということで、設計をしております。
0:29:37	規制庁鈴木です。そう。そうすると、
0:29:40	どのグレーチングを床面と見るかどのグレーチングを天井面と見るかっていう組み合わせを自由選択に、
0:29:48	してしまうと、何か、いくらでもつけなくても良い形になっちゃうような、
0:29:54	気がするんですけど、そこは自由選択制ではなくって何かしら、ここはこう見直したら、上のグレーチング下のグレーチングも、
0:30:03	その相関関係を同じように定義して、
0:30:08	どのグレーチングの高さに感知器をつけていくっていう、何か考え方をしていくって思ってよろしいですか。
0:30:47	はい。関西電力吉田でございます。グレーチングが何階層にも繋がって設置されているような場合については、煙は 20 メートル未満。
0:31:00	熱は、8 メートル未満、の部分ですね、カバーできるように、床面、どのグレーチング面を言うかとみなすかと言うのは、ちょっとルール、
0:31:16	みたいな、統一的な考えは持っていないんですけど、どこを、
0:31:23	どこのフレッチングを床面にして、どこのグレーチングを天井面とみなして、設置すれば、甲斐団地の故障であるとか、そういうのを防止。
0:31:38	できる、あと保守性が高いとか、そういうところで、考えているというところでございます。
0:31:48	規制庁鈴木です。そういうふうにメンテナンス性とかも考えて、
0:31:55	設置した姿というのが、必ず
0:31:59	さっき言ったように、熱だった 8 メーター勤務だったら 20 メーターという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:05	そのクリアランスは必ずクリアしているというふうにするつもりですという、そんな
0:32:12	考え方ですかね。
0:32:17	関西電力吉田でございます。その考え方でこちらと同じ、
0:32:24	でございます。
0:32:34	規制庁スズキあ。
0:32:38	規制庁スズキでちょっとお待ちください。
0:34:53	規制庁の矢野です。お待たせしました。説明については理解をしました。で、ちょっと今から後のところでいくつかまた別の確認をするんですけど。
0:35:04	それを踏まえて、
0:35:07	必要が、追記、資料 2、設置の具体的な詳細な設設置の方法が記載されるべきだというふうに考えましたら、ちょっとこちらの方から、そこについてはまた追加で。
0:35:20	推計してくださいみたいなことを後のところでちょっと聞くよ、聞くようにするので、これについてはひとまずここでおさめたいと思います。
0:35:32	一つお待ちください。
0:35:42	はい。規制庁の今野です。続きまして資料 2 の、今度は 148 ページのところをお願いします。
0:35:55	この 148 ページの下から 10 行目のところですね。
0:36:00	グレーチングは天井面とみなしていうふうにして書いてあるところ、ところがあるんですけども、このことからグレーチング面を天井面と実天井とみなして書いてあるところ。
0:36:11	ここのこの天井、天井面とみなしていうところがちょっと引っかかってまして。
0:36:20	グレーなこれグレーチングには、煙とか熱とかが滞留しないので、設置面積であるとか感知時間っていうのが、感知器感知時間等の感知器の性能が、
0:36:34	下がるっていうことが、上のところで説明されていて、定なので、グレーチング面は天井とみなせないで、グレーチング面に他に。
0:36:44	消防法施行規則通りに設置することは適切でないで、
0:36:50	個別の特別な対応をしますよっていうことが、説明されたいのかなと思ってたんですけども、今、今回、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:01	十分な保安水準①から②に変更されてもやはりグレーチング面を天井とみなしという言葉が残ってしまっているの、何かそういう、今さっき、私の方で説明したところの、
0:37:11	共通認識がまだ取れてないんじゃないかなというふうな疑問があるんですけども、関西電力としては、今の点はいかがでしょうか。
0:37:23	はい。関西電力吉田でございます。岩井。今、今、岩野様がおっしゃった理解で、こちらも認識しましたけども、
0:37:35	グレーチング面を、現状と見直しと書いてるのはあくまで感知器を設置する面を、現状というふうに考えてそのように、
0:37:45	記載してるんですけども、確かにグレーチングとみなさなくても、グレーチング面に感知器を設置するというだけでも、10分こちらの、
0:37:58	設計は記載できるというふうに考えております。
0:38:04	はい。はい。規制庁の今野です。認識は一緒にだけど、ちょっとうまく書いてなかったと、そういうことですね。
0:38:13	はい、規制庁すみませんちょっとあの、一応念のため回答だけお願いします。関西電力吉田でございますその通りでございます。
0:38:22	はい。規制庁の岩間です。それではちょっと記載ぶりのところの修正をお願いします。
0:38:31	衛藤。
0:38:34	次の確認事項なんですけど、資料2の、すみません今度は3ページをお願いします。
0:38:53	算用数字で、3ページと書いてあるところですね。
0:38:57	これの下から10行目のところから7行目のところの半記載なんですけど、当面のエリアでの火災を想定した場合、
0:39:08	煙はコンクリート堰で囲ま、仕切られたエリア内で熱気流に乗って上昇し、グレーチング面に滞留せずに通過することとなるが、
0:39:18	火災の規模の拡大に伴い、
0:39:21	煙感知器の作動値を上回る煙濃度。
0:39:25	の、空気流が継続する状態となるため、グレーチング面に設置する煙感知器による感知は十分に可能であるといえると。
0:39:35	こういうふうな記載があるところです。
0:39:37	ここについてなんですけども、
0:39:42	今、関西電力の方でされてるこの説明は、シンプル配管室の煙感知器と同じような説明をされたいのかなと思っているんですね。
0:39:54	どういう点が同じかという点ですね、同一火災区画内にある感知器で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:03	火災を感知して、それを消火につなげることによって、火災区画内に火災の影響が限定できる。これがシンプル配管室の煙感知器の説明ですけど。
0:40:13	今の説明した内容。
0:40:17	全く同じ理屈を、今回そのグレーチングのところにも適用しようとしているんじゃないかなと感じているんですけど、いかがでしょうか。
0:40:27	確かに隣接シンプル配管室の場合、煙感知器の場合は、隣接エリアにある、性能が舗装された感知器。
0:40:37	を使うっていうところと、今回のグレーチングのエリアの場合は、同じエリアにあるけども性能が保証されていないっていうものを使うっていうその違いはあるかもしれないですけども。
0:40:50	同一の火災区画内の感知器を使って感知をして消火につなげるっていうことについては、同じだと思ってるんですね。関西電力は何かそういう認識で、
0:41:01	説明をされようとしているのか、それともそうでないのか、ちょっとすみません説明、回答の方お願いします。
0:41:12	はい。関西電力吉田でございます。新聞配管室も、今回のループ一括地質、どちらも保安水準②ということで、
0:41:23	同一区画内に架台の位置を限定という考え方、それは償還も含めてですけども、それについては同じというふうに考えています。
0:41:33	シンプル配管室は、隣のエリアの煙を兼用数で今回のループ室香月室は、その当該のエリアの感知器、井出
0:41:47	若狭営業限定というところの間違いはありますけども、
0:41:54	目的であるとか、説明をしたい内容っていうのは、同じでございます。
0:42:05	規制庁の岩根です。承知しました。そうすると、
0:42:09	同じような理屈で説明するとされ、しようとされているのであれば、このグレーチングのところについても、シンプル配管室の煙等の感知器と同じ説明をしていただきたいんですね。
0:42:28	すみません。ですね資料の 2-159 ページのところをお願いします。
0:42:49	この 159 ページのところはシンプル配管室の煙感知器の説明のところなんですけど。
0:42:55	ここには既工認から設計に変更のない消火要員による、消火または元原子炉格納容器スプレイ設備による消火活動につなげることでっていうふうに書いてあって、
0:43:09	消火につなげることで、火災、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:13	区画内に火災の影響を限定できますよってことが明確に書かれていて、今回のそのグレーチングのところについてはこの消火につなげるってところが、
0:43:24	書き足りてないように見えるんですね。もしそういうふうな説明をされたいのであれば、
0:43:30	ここ、
0:43:31	グレーチングのところについても、
0:43:32	そうかにつなげるってところの説明をがが必要だと思うんですけども、関西電力の方はいかがですか。
0:43:45	もし、
0:43:49	管理部、原子力事業本部の芝でございます。今、岩野様がおっしゃっていただいた点は理解してございます。後半水準を適用するにあたってですね。
0:44:01	今グレーチングの箇所について感知面積がどうかといったところの前段です、面積と誤差度防止についてというところは確かにお答えをしてございました。で、今 5 章、御説明印をいただきました。
0:44:18	新村配管室の 159 ページの記載の箇所なんですけれども、我々もですねこの格納容器の中においては、影響を限定できるということについては、最終的には同じところに行き着くのかなと。そのような考え方も持っていてございまして、今
0:44:38	トーループ室等加圧器の上部に関するですね、具体的な設計を記載している箇所として、154 ページ、104 です。
0:44:49	150 ページ。
0:45:02	40、
0:45:03	すいません。失礼しました 2 ヶ所、それに関する記載がございまして、企画 50 ページはその 2、2 回目に書いてあるところなんですけど 145 ページのところ、
0:45:16	放射線量が高いエリアを含む感知器の設計というところですね、(1)の①のループ室の記載のなお書きのところでございます。保安水準、2 を確保し以降のところですね、既工認の設計の通り消火要員による消火、
0:45:35	または原子力格納容器スプレイ設備による消火活動を行うことで、火災影響を限定することができる。最終的なところにつなげる考え方というのは、先ほど今野様がですね、シングル配管したときの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:51	煙感知器の兼用の時も含めてですね、議論いただいた保安水準 2 を使う時のですね、考え方、このずっと最終的に同じ考え方に至ってございます。
0:46:05	ほぼ同じ設計の箇所はですね、後程、152 ページのところにですね。
0:46:12	先ほどらい 149 ページの図面でご説明していたところの、早期の下、火災感知に関する評価ということで 150 ページがございますこちらも同様の記載になりますが、
0:46:24	これの採取最後の議長よりということですね、書いてるところにやはり、特機工認から変更のない縮小化につなげることによって、格納容器内にですね、壁の影響を限定できると。
0:46:36	いった考え方をこちらの方に記載してございます。
0:46:41	一方ですね、最初にご質問のありました 5 ページのところはですね、江藤感知器としては 5 ページではなかった。
0:46:49	3 ページですかね、3 ページのところ、説明しておりましたのは、事をグレーチング面 2、煙感知器を設計課へ設置するにあたって、その性能的に、いかがかと。
0:47:03	いったところについて導入しているところではございましたので、まだ本水準も含めたですね、最終的な消火活動につなげてということはこの 3 ページには含めてはおりませんでした。
0:47:16	今おっしゃった点は、145 ページであったり、151 ページといったところに記載しているところがございます。以上でございます。
0:47:26	はい。規制庁の伊奈です。承知しました 145 ページとあと 100450 ページのところですね、そこに記載があるということで承知をしました。
0:47:37	はい、ありがとうございます。
0:47:38	続きましてちょっと次の確認事項なんですけども、
0:47:44	今、今回ですね、
0:47:48	保安水準を①から保安水準を②に今回変えまして、かえって、
0:47:55	言って変えて変えているんですけど、ただその感知器を二倍せ、二倍のコースを設置するっていうところは変更はないんですね。で、この 2 倍の個数を設置することについては引き続き。
0:48:08	同等の感知面積があるっていうことを、説明される方針で 2 倍設置しますよってことを、関西電力として主張されようとしてるのかっていうところをちょっと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:18	確認させていただければと思います。ていうのは上記の先ほどのような理屈で説明されようとしているのであれば、同一火災区画の火災感知器で感知できればいいので、
0:48:31	その二倍残すっていうのは特にこだわる理由はないと思うんですね。
0:48:36	なのに、あえて二倍残すっていうところがまだ記載が残っているっていうところは何かちょっとどういう意図があるのかなと、そういったところがちょっと疑問に思っているところなので、そこについてちょっと説明をお願いします。
0:48:48	はい。
0:48:50	規制庁鈴木です。今の岩野の質問にちょっと補足して、
0:48:56	聞きたいと思います。
0:48:59	まず今、グレーチングのところに設置する感知器については、
0:49:05	消防法施行規則、
0:49:07	に比べると2倍ぐらいの密度で、
0:49:11	付けるというような話が、資料2-148ページの、
0:49:17	下から2段落目のところに、
0:49:20	書いてあるかと思います。
0:49:26	感知器1個当たりの漢字面積で天井面に設置する場合の半分と見積もり、
0:49:31	床面積に対して使用個数を設置する。
0:49:34	ていうふうに、赤字で、はい。
0:49:38	一方です、先ほど岩野が同じ資料の3ページの、
0:49:47	両括弧4の2段落目のところを、
0:49:51	お聞きしましたけれども、当該エリアで火災を想定した場合、
0:49:57	キムラコンクリート引きで仕切られたエリア内で、熱気流に乗って上昇し、
0:50:02	ぐれ地面に滞留せずに通過することとなるが、この現象に、
0:50:08	ついで言えば先ほど言ったような、感知器、感知器1個当たりの、
0:50:16	感知面積を二倍に見積もると、
0:50:21	設置数を2倍ぐらいに見積もるところは、
0:50:25	ここに該当する気がするんですけどそのあと3ページの文章はそのあと続いていて、
0:50:31	火災規模の拡大に伴い煙感知器の動作を上回る濃度の空気流が継続する状況となるため、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:39	グレー時限面に設置する煙感知器による感知は十分可能であるというふうに、
0:50:44	書いてあって、この続いた文章は、火災規模が拡大すると。
0:50:51	コンクリート引きで仕切られたエリア内っていう、
0:50:56	空間、
0:50:57	の、
0:50:58	煙濃度が上がってきて、かつ、このコンクリート平気で囲われているので、
0:51:05	囲われているところから、
0:51:08	その熱気流に乗って上昇していったとしても、
0:51:12	その煙の濃度が変わらずに上昇していく。
0:51:16	だからこそ、そういった濃度になったら、
0:51:20	グレージング面に設置している煙感知器の感度を、
0:51:23	感知器で感知が十分に可能であるっていうような文章を書いているんですけど、ちょっと先ほどの話はちょっと違うなと思っていて、
0:51:34	感知面積を半分に見積もって二倍の密度で感知器を設置するっていう理由は、
0:51:41	もともとこの 3 ページの下から、
0:51:44	書いてありますけど、同じ資料の別紙の 5-1、
0:51:51	37 ページと 38 ページの、
0:51:54	試験結果からそう見ますというふうに言っていて、
0:51:58	これの現象を説明しているのが、同じ資料の 40 ページの、
0:52:03	別紙 5-2 の下側の図、図 1、
0:52:07	の、
0:52:08	ところで言うところの、火災プルームの、
0:52:12	部分と、
0:52:13	天井ジェット面が天井でぶつかっプルームをぶつかって、
0:52:19	天井ジェットが発生する状況等、
0:52:24	その使い分けをされていて、
0:52:29	別紙 38 ページの図 7 の試験結果っていうのはこの火災プルームの領域において、
0:52:36	どのぐらいの、火煙の広がりがあるかとかっていうところを、
0:52:42	データをとって取って、天井面の天井ジェット、
0:52:46	の状況よりかは、感知できる面積が小さいから、
0:52:51	それをもって、換地面積を半分と見積もるっていうふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	言ってると思ったんですけどもそうすると、やっぱり3ページの、
0:53:01	両括弧4の2段落目のところの、火災規模の拡大に伴ってという文章は、
0:53:07	言ってることが違うんじゃないかなっていうふうに思うんですね。
0:53:11	なんでこれ結局グレーチング面に設置する、ループ数のグレーチング面に設置するものってというのは、
0:53:18	火災の規模を拡大して、壁で囲まれたエリアの中の濃度が、
0:53:23	上がったら、
0:53:24	グレーチングに目に遭ったって感じできるんだってことを言おうとしているのかそれとも火災プルーム、
0:53:30	火成岩の規模拡大せずに火災プルームの、エリア火災プルームの範囲内で、感知器を設置して感知しようとしているのかこれどっちをさそう言おうとしているのかってところがよくわからないんだってということで、イワノは、
0:53:46	先ほど質問したところに繋がると思います。
0:53:50	そのことを踏まえた上で、
0:53:53	ご回答をお願いします。
0:54:01	関西電力吉澤でございます。3ページで、火災規模の拡大に伴いというふうに書いてるんですけども、確かにこの記載。
0:54:12	は、今思えば不要かなというふうに思ってます。論文からですね、言いたかったのは、例えばBC、
0:54:24	5-1ですね、ここはプルームの直上ですね、ここの感知器が動作して行って、中へ行くと、動作しないものが出てくると。
0:54:38	ということなんですけども、別紙5の2の熱の部分、これは中間の中間面をフレッティングとみなした場合に、最初は天井面に比べて、
0:54:53	温度は低いんですけども、時間とともに、温度上がって行って、感知器の動作レベルに達するというそういうことで、煙と熱は、同じ基準に乗って流れていくと。
0:55:09	いうところの考え方で、論文からの考察では、火災規模拡大しなくても、火災は感知できるというふうに、こちらは
0:55:25	そのように考えてございます。実際に
0:55:33	148ページの部分で、感知面積を半分と見積もるといふ部分については、まず委員会ヒアリングで、論文の、その実験環境と、実機の環境の違い、であるとか、そういうところもう踏まえてと。
0:55:52	いうところのご発言もありましたんで、グレーチング面、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:00	について、設置する場合は、換地をより確実にすると、信頼性を高めるという意味で、こちらは半分と見積もる設計と。
0:56:12	ということで、ちょっと論文から実機に展開したときの不確かな部分を、より確かに感知できるようにというそういう考え方で、
0:56:25	感知面積半分というふうにしたものでございます。
0:56:32	事業本部の牛島でございます。今のヨシザワの申し立てに私の方からも少し+いたしてご説明いたしますが、結論的に保安水準を適用する際の考え方はですね。
0:56:47	②で各区分内に限定するという考え方に至ったというところではございます。そこに至るところのですね。
0:56:57	感知器の設計として、今回ループ室であったり加圧器室というところに、ブレーキ面がグレーチングがあることを考慮して、より感知を高めるということで、
0:57:09	消防法の施行規則で求められる面積よりもですね、少し考慮を私どもなりに入れて、
0:57:20	いや、感知ができるようにしようかと、いうふうに考えた次第でございます。先ほど来ご質問のあるようにですね、ここの根拠のところ、論文をもってですね、半分か適切か、場合が倍設置するのが適切かと。
0:57:34	いうところの技術的根拠をですね立証するのは難しいと考えてございます。ですので、結論的には本水準の②を適用して、工学の中で、影響を限定すると。
0:57:48	いうところの半世紀のときの考え方は、先ほど来おっしゃっていただいたところ、私どもの考え方というのは合っているのではないかと考えてございます。以上補足でございました。
0:58:01	関西電力吉田でございます。ちょっと伊ワノ様の質問に直接答えてなかったもので、また、回答しますと、
0:58:12	いろいろ論文なり、そのあとの2倍の考え方、書いてるんですけども、これは消防法施行規則と同等水準を説明したいがために書いてるのではなくて、保安水準まで、
0:58:32	何であっても、換地は、するしないといけないというところで、下、感知、
0:58:41	Eの信頼性を高めるという意味で、いろいろ、この説明資料を記載しているものでございます。ちょっと書き方についてはですね、ちょっとその辺読み取れない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:56	と思いますんで、ちょっと整理をしてですね、何のために、半分と見積もっているかとか、その辺もわかるようにですね、記載を改めたいと思います。
0:59:12	規制庁の米津衛藤少々お待ちください。
1:05:22	はい、規制庁の伊ワノsお待たせしました。それでは、今説明していただいたところがわかるように資料を修正していただけますと幸いです。
1:05:34	そうですね。関西電力の方は、すいません。いろいろちょっと長くお聞きしたんですけど、資料の修正の方よろしいでしょうか。
1:05:45	宇都委員。
1:05:48	関西電力吉田でございます。今の社内関係者でも、議論してたんですけども、この換地面積を半分とする設計と、
1:05:58	というのは、今、火災を感知するためのマスト。
1:06:03	な一設計ではなくて、ベター論というか信頼性を高める意味で書いてるだけなので、そこは基本設計方針、
1:06:16	そこまで記載する必要もない、ないというふうにこちらは考えました。前回保安水準①で、
1:06:26	説明しようとして、②に移行するときですね、感知の信頼性を高めるとい意味合いに変えて、そのまま記載残してる状態にあるんですけども。
1:06:41	感知をするためにこれはマストではないと、いうところも考えれば、記載を削除、半分にする設計ではなくて、グレーチング面に、
1:06:54	感知器を設置するというところで、論文。
1:06:59	に基づいた、考察に従って、設置することで十分ではないかというふうに思い直しているところでございます。それとあとシンプル配管室から、
1:07:11	シングル配管室と同じ保安水準②なんで、空気の流れを考慮してですね、グレーチング面に設置している感知器で感知できるとか、その辺の説明の仕方。
1:07:27	これについても、空気の流れとか今ちょっと示せていないのですよね、その辺も示していきたいと。
1:07:38	いうふうに思っております。以上です。
1:07:45	はい。規制庁の岩根です。それでは資料の修正の方、今説明していただいたように修正の方お願いします。
1:07:54	そうですね。とりあえず私の方で準備したのはここまでなんですけども、規制庁側から何かあればお願いします。まず関さんの方から何かありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:09	ここまで、ここまでは特にありません最後のところについては、いろいろ議論ありましたけど、最後は関西電力の選択食うに対して私がどうかは私じゃないごめんなさい。
1:08:23	規制側としてどうかジャッジメントするかってことなんでまずは関西電力の考え方を、
1:08:30	示していただければと思います以上です。
1:08:34	はい。規制庁の岩根です。守屋室長の方からここまでで何かありますでしょうか。
1:08:57	すいません規制庁の伊ワノsモリヤ室長、すいません、ここまでで何かコメント等あればお願いします。
1:09:08	すいません特に大丈夫ですけどもはい。はい。規制庁の矢内です。ありがとうございます。畠山さん何かありますでしょうか。
1:09:19	はい。特段ありません。
1:09:22	はい、ありがとうございます。それでは関西電力の方から、ここまでで何かありますでしょうか。
1:09:32	はい。関西電力原子力事業本部でございます。牛島でございます。先ほど来ヨシザワも、からもご説明させていただいたようにですね、本水準の適用について、従前、①、
1:09:45	ご説明していたところですね、②に見直したというところ、私どもの選択ではございますが、それに伴いまして、受前の考え方ですね、その記載が残っていたところとか、その辺りはきちんと、
1:09:59	整理とお掃除をさせていただいて、再度わかりやすいようにしたいと思っております。あわせてですね、こういったやりとりがありましたことですね。
1:10:10	格納容器の中の本水準の適用の考え方がですね、今回のグレーチングのところについても、シンプル配管室の考え方と、ちょっと同じところで、
1:10:21	考え方の整合がとれたのかなと思っているところで、その点、ありがとうございます。はい。私からは以上でございます。
1:10:30	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。
1:10:33	それではスケジュールの関係に移りたいんですけども、関西電力の方からですね今日の確認事項について、それを踏まえた修正した資料の、
1:10:44	提出のめどの会について回答をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:34	はい。関西電力原子力事業本部、牛島でございます。本日いただきましたコメント等を反映しましてですね、資料の1と2の修正版をですね、来週の水曜日にご提出できるような運びで進めたいと考えてございますが、いかがでしょうか。
1:12:27	規制庁の岩根です。承知しました。資料、資料の提出めどについて承知をしました。関さんから、スケジュールに関して何かあればお願いします。
1:12:40	はい。本件については特にありませんそれをお願いします。あとは、今日大分グレーチングの話が。
1:12:49	口頭レベルでは何となく認識があってきたような気がするんで他のところも進める。
1:12:56	4月のところに仕上げるという認識が共通認識なスケジュールとしての共通認識かなと思っておりますが、そういう形で進めていきたいと思っておりますよろしくをお願いします。
1:13:12	はい、規制庁の今田です。
1:13:14	ありがとうございます。森谷室長から何かありますでしょうか。
1:13:28	すいません。森谷社長から何かありますでしょうか。
1:13:38	衛藤所長。すいません。関西電力の方から何かあれば、お願いします。全体通してですね。はい。
1:13:48	はい。関西電力原子力事業本部牛島でございます。本日ありがとうございます。ちょっと今後の段取りにつきましてまず、質疑の資料の提出は、来週の水曜日ということで申し上げさせていただきました。
1:14:03	先ほど関様からですね、ご発言がありました。グレーチングについてはこれで概ね口頭レベルでの理解終わってきたのかということでおっしゃっていただきましたが、あと残りについてもですね、引き続き詰めてということをおっしゃっておられましたので、私どもちょっと
1:14:23	期に備えて、気にしてございますのが、残るところとしてですね、まだお返しできてなかった宿題があるかといったところを気にしておりますのが、一つございます。あともう一つ、すいません。重ねてのご確認になるのですが、
1:14:41	先日ですね、私ども弊社のですね、上の者が面談という形でですね、今後の審査に関わる関係のことをですね、面談させていただいております。その中で感知器のことも話題に出たと伺って後、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:01	ございまして、今後のことについてはですね、審査会合もあるというような認識で、私ども承っております。ですので、ちょっとそういった段取りもですね、もし念頭に置かれているのであれば、
1:15:17	私どももそれに精一杯対応して参りますので、その辺りもスケジュール感とかですね、申しを示しいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。
1:15:31	規制庁の矢野です。はい。すいません。関さん、お願いします。はい。セキからいいですか。はい。
1:15:36	それではちょっとセキの方から少しお話します。そんなに話すことないですけれども、どちらにせよ、
1:15:45	まず残ったエリア含めてですね、
1:15:53	共通認識を、
1:15:57	共通理解になるっていうところをまずは目指しましょうというのが、私申し上げたいことなので、残りの部分についてはちょっとよろしくお願いたいと思いますちょっと個別今。
1:16:09	確認助教は後で伊ワノから何か追加のことがあれば伊ワノから発言をしたいと思います。それから審査会合については
1:16:19	まずはその共通理解を取ったところですねそれがどういう整理結果になるのかによりますので、今まで議論してるのと同じ分類にできるのであればもうそれを紹介すれば終わりって話でしょうし。
1:16:34	議論が必要であれば議論をするん。
1:16:38	みっちり高井になるでしょうしそこは事実確認ベースでどこまで、
1:16:44	2回位が共通なのかっていうところにな、かかっているとしますので、それまでやっていただいた上で最後、どういう仕上げになるのかっていうところでの、
1:16:57	会合の
1:17:01	やるやらないも含めてですね最後は整理したいと思ってます。介護に関してはそういう形でいきたいと思っております私から以上になりますが何か関西電力ありますか。
1:17:16	感染力現職事業本部牛島でございます。関さんありがとうございます。残ったエリアというところにつきましては今野専務からも等はございますかもしれませんが、今、CV野瀬グレーチングの方を、
1:17:32	優先いただいて、確認させていただいたという認識もございまして、まだ確認されるところがあればやりとりがあるかということなのかと思います

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ますけれども、今、理解されているやりとりの範囲であればですね、今回資料の中で、パワーポイント等ですね。
1:17:53	かんじきの選定に関する考え方、これまでの一連のものが、かなり整理ができてきたと考えてございますので、仮に審査会合となった場合においても、それを紹介するというのが、今の私ども持っているイメージでございます。
1:18:10	で、仮に、議論となるところがこの後の確認で出てきた場合には曾我アテンはまた今後のやりとりになるかと、そのような理解でございます。
1:18:22	はい。関様のご発言、関しまして、私どもの受けとめ以上でございます。以上です。
1:18:29	はい規制庁の関です特にこれじゃありませんけど、それを、前も申し上げましたけど4月の中旬というのは一つの目標において整理をしていくということをお願いしたいと思います。追加のコメント私以上です。
1:18:46	あと何もなければ岩野さんの方からお願いします。
1:18:49	はい。規制庁の岩野です。グレーチングのところについては来週資料を出していただいて、またそこから確認を始め、したいと思います。今、他のエリアですね。
1:18:59	海水ポンプであったりとか天井であったりとかっていうところはもう、資料がすでに出てきてますので、こちらで確認が終わり次第、
1:19:09	グレーチングのところの資料の提出を待たずに、
1:19:13	確認ができるところはヒアリングを設定して確認したいと思っています。具体的なちょっと日程についてはまた
1:19:19	東京支社を通して事務的にお伝えしたいと思っています。私の方からは以上です。
1:19:25	すいません。関西、特に関西出るから、何もなければこれでヒアリング終わりたいと思いますよ。関西電力の方、よろしいでしょうか。
1:19:35	はい。
1:19:36	関西電力原子力事業部、儀間でございます。今回グレーチングについて先行して確認いただいて、ヒアリングのヒアリングを設定いただいたということでありがとうございました。
1:19:47	あと残りの部分について読み込みでヒアリング必要があれば、再度、やりとりがあるかと、いうことでございますので、その点につきましては引き続き、ご確認の方よろしく願いいたします。こちらは以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:02	はい、原子力規制庁の岩間です。ありがとうございます。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
---------	--

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。